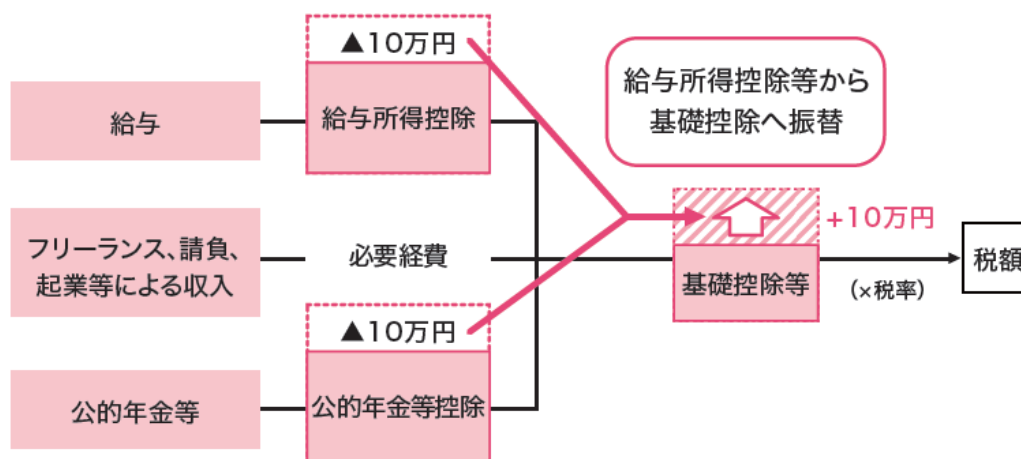


(個人所得税の見直しの概要)

去る 2018 年 3 月 31 日に、昨年 12 月に決定された政府の税制改正大綱に基づき、所得税法、法人税法、相続税法、租税特別措置法等を一括して一本の法律案にした「所得税法等の一部を改正する法律（法律第 7 号）」が成立し、もとなる法律の施行が遅れている一部の規定を除き、4 月 1 日から施行となった。以下、今後長らく個人所得課税の基本となる各種控除の改正内容等を中心に改正された主な内容を確認しておこう。

様々な形で働く人をあまねく応援し、働き方改革を後押しする観点から特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金等控除を縮小する一方で基礎控除を拡大する等の見直しが行われる。これにより、総じて年収 850 万円超の給与所得者や高収入の年金受給者は増税となり、自営業者やフリーで働く個人は税負担が軽減される。ただし、政策的には医療を必要とする、子育て世帯や介護世帯には負担増が生じないよう措置が講じられる。これらの税制改正は、2020 年分以降の所得税及び 2021 年度以降の個人住民税について適用される（図表 1）。

(図表 1) 個人所得税の控除の考え方 (財務省資料による)



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

(給与所得控除等)

1. 控除額を一律 10 万円引き下げる
2. 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円、その上限額を 195 万円に引き下げる（図表）。なお、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合などの付いては、給与所得控除の引き下げによる負担増を調整するため、給与等の収入金額（給与等の収入金額が 1000 万円を超える場合は、1000 万円から 850 万円を控除した額に 10% を乗じた額を給与所得の金額から控除する措置が講じられる（図表 2）。

(図表 2) 給与等収入と給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5 万円以下	65 万円	55 万円
～180 万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%－10 万円
～360 万円以下	その収入金額×30%＋18 万円	その収入金額×30%＋8 万円
～660 万円以下	その収入金額×20%＋54 万円	その収入金額×20%＋44 万円
～850 万円以下	その収入金額×10%＋120 万円	その収入金額×10%＋110 万円
～1000 万円以下		195 万円
1000 万円超	220 万円	

(注) 財務省資料により作成

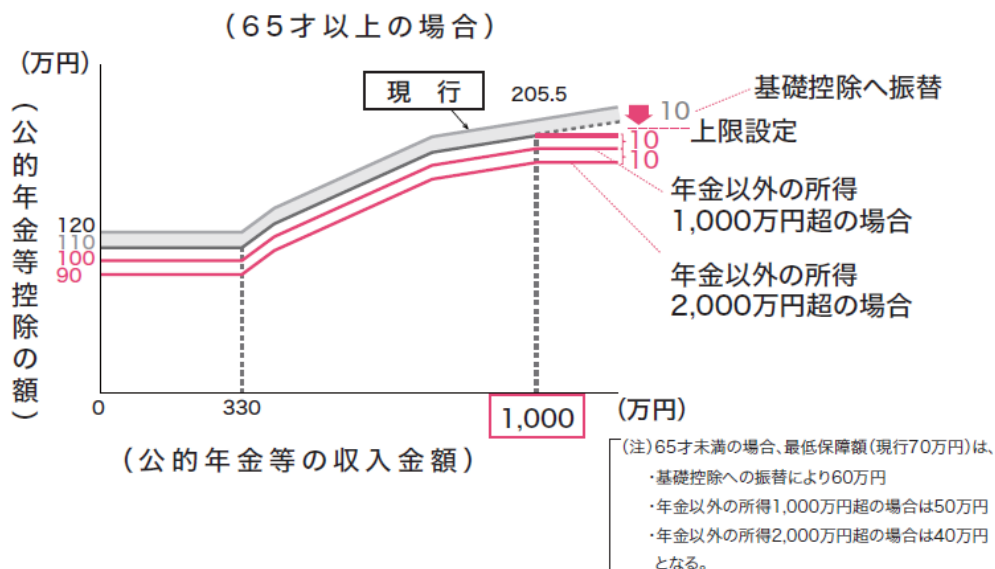
3. 特定支出控除 (給与所得者が一定の支出項目の合計額が給与所得控除額を超える場合に、その超える部分の金額を確定申告により、給与所得控除後の所得金額から差し引くことができる制度) について以下の見直しを行う
- ① 特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費で通常必要と認められるものを加える。
 - ② 特定支出の範囲に含まれる単身赴任者の帰宅旅費について、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額を加える。

(公的年金等控除)

- 1. 控除額を一律 10 万円引き上げる。
- 2. 公的年金等の収入金額が 1000 万円を超える場合の控除額については、195 万 5 千円を上限とする。

(図表 3)

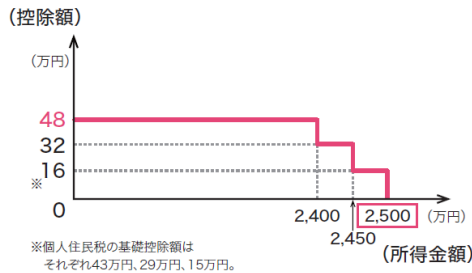
(図表 3) 公的年金等控除の額 (財務省資料による)



(基礎控除)

1. 控除額を一律 10 万円引き上げる。
2. 合計所得金額が 2400 万円を超える個人について、その合計所得金額に応じて、控除額が遡減、合計所得金額が 2500 万円を超える個人については基礎控除の適用は消失する。(図表 4)

(図表 4) 基礎控除額の改正 (これまでは所得金額に依らず一律 38 万円) (財務省資料による)



(所得金額調整控除)

その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者は、給与所得控除が引下げられるが、子育て世帯や介護世帯には負担増が生じないような措置が取られる。

対象者	その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者
総所得金額の計算において調整される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が特別障害者に該当する場合 ・対象者が 23 歳未満の扶養家族を有する場合 ・対象者が特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合
調整額	<ul style="list-style-type: none"> ・次の金額 (0~15 万円) を控除計算式により給与所得の金額から控除 ・控除計算式 = {(給与等の収入金額 (給与等の収入金額が 1000 万円を超える場合は、1000 万円) - 850 万円)} × 10%

(青色申告特別控除)

1. 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額が現行の 65 万円から 55 万円に引き下げられる (10 万円の青色申告特別控除についての制度は不変)。
2. 上記 1 にかかわらず、上記 1 の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額は 65 万円に維持される。
 - (要件 1) その年分の事業に係る仕分け帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する「国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」に定めるところにより電磁的記録の備え付け及び保存を行っていること
 - (要件 2) その年分の所得税の確定申告、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに、電子情報処理組織 (e-Tax) を使用して行うこと。

（その他の事項中、給与所得者にも関係の深そうな項目）

（参考 1）年末調整手続の電子化等

源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便を向上させるため、生命保険料控除、地震保険料控除、及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）に係る年末調整手続について、申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提出を可能とする措置を可能とする措置を講ずる（2020年10月1日以降に提出する給与所得者の保険料控除申請書、住宅ローン控除申請書について適用され、住民税についても、国税に準じた措置が講ぜられ、2021年度以降の個人住民税について適用される）

（参考 2）賃上げ・生産性向上のための税制（法人税）

企業が自己の収益を生産性向上のための設備投資や人材投資に振り向け、賃上げが可能な環境を作り出すことが成長と分配の好循環を生むために重要であるとの観点から、青色申告法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、適用対象年度の平均給与等支給額が前年度に比して3%以上増加するなど一定の要件を満たすときに、法人税額の税額控除が、給与等支給増加額の15%（教育訓練費の額が標準よりも2割以上多い場合は法人税額の20%）について講ぜられる。この税制は2018年平成30年4月1日から3年間に開始される各事業年度に適用される。

（荒井 俊行）